

熊本県公報

号外 第 33 号
平成 14 年 6 月 28 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則		
熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会 計 課) 1
熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課) 1
訓 令		
熊本県職員服務規程等の一部を改正する訓令	(人 事 課) 2

本号で公布された規則のあらまし

熊本県会計規則の一部を改正する規則

- (1) 測量、調査、試験、設計等の建設工事に係る委託又は道路等の公共土木施設の維持管理に係る委託について、当該委託に係る入札の執行前に予定価格を公にすることができる旨を加えることとした。
- (2) この規則は平成 14 年 7 月 1 日から施行することとした。

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

- (1) 国土交通省組織令の一部改正に伴い、自動車税減免申請書及び自動車取得税減免申請書の様式中の文言を整理する。
- (2) この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。
- (3) 改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 14 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 66 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 89 条第 1 項ただし書中「、建設工事」の次に「又は測量、調査、試験、設計等の建設工事に係る委託若しくは道路等の公共土木施設の維持管理に係る委託(以下この項において単に「建設工事に係る委託」という。)」を、「当該建設工事」の次に「又は建設工事に係る委託」を加える。

附 則

この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 14 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 67 号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則(昭和 30 年熊本県規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

別記第 47 号様式及び別記第 47 号の 7 様式中「熊本陸運支局登録原簿」を「熊本運輸支局の自動車登録ファイル」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

訓 令

熊本県訓令第 47 号

本庁各部課（総室・室）
各地方出先機関熊本県職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 14 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員服務規程等の一部を改正する訓令

（熊本県職員服務規程の一部改正）

第 1 条 熊本県職員服務規程（昭和 31 年熊本県訓令第 1984 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「20 の項又は 24 の項」を「21 の項又は 25 の項」に改め、同条第 2 項の表中「18 の項若しくは 26 の項」を「19 の項若しくは 27 の項」に、「25 の項」を「26 の項」に、「14 の項、15 の項、16 の項、17 の項又は 19 の項」を「14 の項、15 の項、16 の項、17 の項、18 の項又は 20 の項」に改め、同条第 6 項中「21 の項、22 の項又は 23 の項」を「22 の項、23 の項又は 24 の項」に改め、同条第 7 項中「17 の項」を「18 の項」に改め、同条第 9 項中「24 の項」を「25 の項」に改める。

（熊本県庁処務規程の一部改正）

第 2 条 熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 総務部人事課の項中「23 の項」を「26 の項」に改める。

（熊本県地方出先機関の長の専決の特例に関する規程の一部改正）

第 3 条 熊本県地方出先機関の長の専決の特例に関する規程（昭和 58 年熊本県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号工中「25 の項」を「26 の項」に改める。

（熊本県地域振興局処務規程の一部改正）

第 4 条 熊本県地域振興局処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項第 3 号中「16 の項」を「17 の項」に改める。

附 則

この訓令は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。